

諮問番号：諮問第 37 号

答申番号：答申第 37 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 2 号の規定に基づく児童福祉司指導措置処分（以下審査請求人の長女に係る処分を「本件処分 1」、審査請求人の長男に係る処分を「本件処分 2」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分 1 及び 2 の取消しを求める。その主な理由は以下のとおり。

- ① 指導内容の決定方法に問題があると考えられること。
- ② 処分庁の調査不足が考えられること。
- ③ 虐待の証拠が示されていないこと。
- ④ 本件処分 1 及び 2 の元となった一時保護の措置について、処分庁からの報復行為が含まれていること。
- ⑤ 子のことを話し合う協議の場で、処分庁から虚偽の説明がなされたこと。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人に、児童福祉司をして、審査請求人の長女及び長男（以下「長女」及び「長男」という。）に係る指導措置処分を行わせたこと、すなわち、処分庁が、長女及び長男並びに審査請求人について、法第 26 条第 1 項に規定する知事に報告することが「必要があると認めたとき」に該当すると判断したこ

と、法第 27 条第 1 項第 2 号を適用し本件処分 1 及び 2 を行ったことに違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

1 法第 26 条第 1 項に定める「必要があると認めるとき」に該当すると判断したことについて

関係機関からの法に基づく処分庁に対する通告等の内容や、処分庁が長女、長男及び審査請求人の一人である母親（以下「母親」という。）から直接聞き取った内容からすると、処分庁が、審査請求人の一人である父親（以下「父親」という。）により長女及び長男に対し心理的及び身体的虐待が行われたと判断し、審査請求人について法第 26 条第 1 項に定める「必要があると認めるとき」に該当するとして同項の措置を採ったことに、違法又は不当な点は認められない。

2 法第 27 条第 1 項第 2 号の適用について

本件においては、問題が慢性化、複合化していると認められること、処分庁との面接において父親が長女及び長男に対する虐待を否認したことからすると、長女及び長男が家庭復帰するに際し、長女及び長男の安全が脅かされることがないようにするため、処分庁が、両親に対し、行動の枠組みを具体的に示して指導することは必要であったと認められる。そうすると、処分庁が、児童虐待防止法第 11 条の規定により指導を受ける義務が課された法第 27 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置を採ったことは、国からの通知等に沿ったものでもあり、有効かつ妥当なものであると認められる。

また、本件処分 1 及び 2 に係る指導指示書（以下「指導指示書」という。）に記載された指導内容も妥当なものであると認められる。

よって、処分庁が、法第 27 条第 1 項第 2 号の措置を採ったこと及び指導指示書に記載された指導内容について、違法又は不当な点は認められない。

3 本件処分 1 及び 2 に係る手続的事項について

本件処分 1 及び 2 を行うに当たって、処分庁は、運営指針、手引き、ガイドラインに従い、審査請求人との面接において指導指示書の内容を説明し、また面前で指導指示書を読み上げた上で、両親に対し児童福祉司指導措置処分通知書を手渡しているのであって、指導指示書には、指導を担当する児童福祉司の氏名及びその指導に付する旨が記載されており、さらに具体的な指導事項、児童虐待防止法第 11 条第 2 項に基づき指導を受けなければならない旨明記されており、当該処分に係る手続的事項に不当

な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、長女及び長男の一時保護処分に関する処分庁の対応等に対する不服を種々主張しているが、当該対応等の当否により本件処分1及び2の当否が左右されるものではないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、長女及び長男は一時保護期間中に処分庁の職員から虐待を受けていたため長女及び長男の発言を事実と捉えるのは困難である旨も主張しているが、長女及び長男の発言に一時保護の前後で差異が生じているとは認められないことなどから、審査請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、本件処分1及び2は、法令等に沿って適正に行われたものであり、そのほか、当該処分に影響を与える事情もないので、当該処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求については理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年9月12日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年10月3日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、処分庁が、長女及び長男並びに審査請求人について、法第26条第1項に規定する知事に報告することが「必要があると認めるとき」に該当すると判断したこと、法第27条第1項第2号を適用し本件処分1及び2を行ったことに違法又は不当な点はないかということにある。

処分庁は、警察署長や市長から法に基づく通告等を受け、関係機関と協議を重ねて、専門医の意見も踏まえた上で、審査請求人について、法第26条第1項に定める「必要があると認めるとき」に該当すると判断し然るべき措置を採ったことが認められる。これについて、違法又は不当な点は認められない。

次に、本件において、問題が長期間にわたって続いていると認められること、長女及

び長男に対する虐待の主体であると考えられる父親がそのことを否認していることからすると、長女及び長男の安全が脅かされることがないように、処分庁が、指導を受ける義務が課された法第 27 条第 1 項第 2 号の適用を行ったことは、妥当なものであると認められる。

また、本件処分 1 及び 2 に至るまでの手続的事項に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、当該処分に影響を与える事情もないので、当該処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第 1 部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子